

令和7年度第2期磐田市スポーツ推進計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名称

令和7年度第2期磐田市スポーツ推進計画策定支援業務

2 業務目的

本業務は、磐田市スポーツ推進計画（平成28年度策定）が令和7年度で期間満了となることから、本市の各種既存計画や国が定める第3期スポーツ基本計画との整合性を図りながら、本市におけるスポーツを効果的・効率的に推進するための基本指針として、「第2期磐田市スポーツ推進計画」の策定を支援するものである。
なお、計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、契約締結日等の詳細については、協議の上別途決定する。

4 契約限度額

2,651,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 業務内容（計画策定業務）

（1）計画骨子案及び計画素案の作成

本市の総合計画をはじめとする関係計画との整合性を図るとともに、国・県等の動向、令和6年度に実施した市民アンケート調査等を踏まえ、基本課題や施策を整理し、計画骨子案及び計画素案を作成する。

（2）計画書本編及び計画書概要版の作成

計画書本編及び計画書概要版を作成すること。本編及び概要版を作成するにあたっては、市民が親しみやすいような表現及びデザインを行うこと。

6 成果品

成果品の電子データをCD-ROM等の収録媒体で提出すること。

※原則として文書はマイクロソフトワード、集計はマイクロソフトエクセルを使用すること。また、ホームページ等掲載用PDFデータも提出すること。

7 その他

- (1) 本業務に必要な本市の行政資料をスポーツのまち推進課が提供する場合は、適切に取り扱い、業務完了後、速やかに返却すること。その他必要な資料については、受託者が収集作業を行うものとする。
- (2) 本業務において使用及び作成した資料又は成果品は、全て委託者の帰属とし、受託者は委託者に許可なく、他に公表、貸与、使用、複製、流用してはならない。成果品等の作成において、他の個人、団体等の資料を引用又は転用する場合、受託者は著作権、その他法令上の権利等の調整を行い、その承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、受託業務を他者に委託することはできない。
- (4) 本業務を遂行するための担当者は、国や県等のスポーツ計画及び地域等のスポーツ施策に精通するとともに、本市におけるこれまでのスポーツ推進計画及び策定方針を理解し、本業務を円滑に遂行する能力を有した者を配置すること。
- (5) 本業務のスケジュール管理について、変更が生じる場合はスポーツのまち推進課に事前に報告し、適宜変更すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (7) この仕様書に記載されているもののほか、必要事項については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。